

令和4年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和4年6月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 行政報告
- 5 教育行政報告
- 6 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第 7号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 8 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 9 議案第42号 工事委託契約の締結について
- 10 議案第43号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 11 議案第44号 広尾町介護保険条例の一部改正について
- 12 議案第45号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 14 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 15 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（1名）

- 12番 浜頭 勝

○出席説明員

- | | | | |
|---|---|-----|---------|
| 町 | 長 | 村 瀬 | 優 |
| 副 | 町 | 長 | 田 中 靖 章 |

会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 崎 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 幸 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎 美
住 民 課 長	楠 本 直 晃
住 民 課 長 補 佐	村 中 直 晃
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 晃
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 一 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 一 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 優
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	西 脇 木 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	佐 々 木 み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長	佐 々 木 み ゆ き
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	寺 井 昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、12番、浜頭勝議員より欠席の届出があります。
6月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告2件、議案14件を受理しております。また、議会から意見書案5件、決議案1件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和4年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は4人の議員から通告があり、6月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から6月9日までの3日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から9日までの3日間としたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から6月9日までの3日間とすることに決しました。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の町内における新型コロナウイルス感染症の発生状況についてであります。

5月の感染者数は140名、6月は昨日6日現在で24名となり、今年に入って227名の感染者が確認されております。

5月臨時会において行政報告いたしました養護老人ホーム施設内のクラスターは、関係者の健康観察が終了し、感染拡大の可能性がなくなったことから、5月25日をもって収束したところであります。

認定こども園ひろお保育園では、昨日までに陽性が確認された園児は38名、職員は4名で、計42名となっております。このことから、ひろお保育園では感染した園児のクラスは休みとし、それ以外の園児についても登園の自粛をお願いしておりますが、家庭の事情で希望する園児は受け入れているところであります。昨日の園児は登園したのは4名でありました。

このほか、5月23日に豊似保育所の園児1名の陽性と、町職員1名の陽性が確認されましたので、関連施設の消毒を実施し、通常業務を行っているところであります。

今後も、感染拡大防止のため必要な措置を講じ、徹底した感染対策に努めるとともに、住民の皆様には引き続き3密の回避、人との距離の確保、手洗いや換気の徹底など、基本的な感染予防対策を行うよう呼びかけてまいります。

また、マスク着用に関しましては、感染状況や国のマスク着用に関する基準を踏まえ、屋内外での会話の有無など、場面に応じて適切に対応いただくよう呼びかけてまいります。

次、2点目の新型コロナワクチン第2期追加接種、4回目の接種についてであります。

新型コロナワクチンの追加接種に関する国の対応方針がこのほど示され、これを踏まえまして、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方などを対象に4回目となる第2期追加接種を実施いたします。

実施につきましては、今月6月の下旬から順次接種できるよう準備を進めておりまして、各医療機関における個別接種と集団接種を予定しているところであります。

また、これに併せて1回目及び2回目の接種が完了していない方並びに3回目接種を希望する方への接種機会の提供も継続してまいります。

第2期追加接種の予約につきましては、65歳以上の方にはこちらから接種日を指定してご案内するとともに、60歳から64歳の方には接種券を送付し、3回目同様にオンラインや電話による予約で受付をいたします。このほか18歳以上で基礎疾患があり、接種を希望する方には自己申告をしてもらうなどの方法により接種券を送付し、オンラインや電話による予約を受け付けるなど、予約時の混雑を解消し、町民の皆様にご不便をおかけしないよう努めてまいります。

参考といたしまして、これまでの接種状況、6月1日現在の状況をお配りしております行政報告に記載しておりますので、お目通しをいただければと思います。

なお、本定例会にワクチン接種に係る予防接種委託料など計上した補正予算を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の5月31日発生の断水事故についてであります。

令和4年5月31日午前10時頃、野塚地区の一部において断水となる事故が発生いたしました。原因としては、配水管の老朽化により漏水が発生したためであります。

同日の午後3時頃までには全面復旧いたしました。今後はこのようなことがないように、配水管の維持管理に一層の注意を払い、事故のないよう万全を期してまいります。

次に、4点目の農山漁村ホームステイ事業の受入れ中止についてであります。

広尾町ホームステイ受入協議会の事業であります東京都荒川区尾久西小学校の児童を受け入れる子ども農山漁村ホームステイ事業につきまして、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、本年度につきましても受入れを中止することになりましたので、報告をさせていただきます。

次に、5点目の令和3年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

令和3年度の決算状況は、サンタカード事業の収入が1,529万2,573円、支出が1,506万279円で、収支差額23万2,294円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタカードの申込件数及び発送通数であります。申込件数は6,644件で、カードの発送通数が2万3,392通となり、前年より件数で330件増加し、発送通数が2,628通多い結果となりました。

主な要因といたしましては、ポスター掲示協力などのPR活動を強力に進めた結果、特に郵送での申込件数が増加したのではないかと考えております。そのほか、かねてより取り組んでおります子どもの夢を応援するプロジェクトに賛同される企業も着実に増えてきております。

今後の対策といたしまして、さらなるPR活動や情報発信により力を注ぐとともに、申込方法の簡素化やカード本体の充実を図っていくところであります。

続きまして、6点目の令和3年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和3年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額1,675万1,802円に対し、支出金額1,666万6,803円でありまして、差額の8万4,999円が当期剰余金となったところであります。

続きまして、7点目の国民健康保険病院の医師の退任についてであります。

内科医師の長島弘氏が4月30日付で退任され、現在診療を常勤医師で対応しておりますが、一部休止している状況にもあります。後任医師につきましては、引き続き募集を行い、町民の皆様にご

不便をおかけしないよう、今後も診療体制の確保と医療サービスの充実を図ってまいります。

次に、8点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名につきましては、楽古地区配水管改良工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久氏であります。

契約額は4,510万円で、工期につきましては令和4年5月17日から令和4年10月31日までとなっております。

工事の概要であります。施工場所は楽古地区で、配水管改良工事、総延長937.66メートルの工事であります。

指名業者等の状況であります。有限会社田中建設、株式会社畑下興業、株式会社三浦建設の3業者をもって入札を行いました。落札率は99.2%となったところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第5、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校について、教育行政報告をさせていただきます。

5月30日月曜日、豊似小学校児童1名が体調不良により医療機関を受診し、PCR検査を受けたところ、陽性が認められました。豊似小学校において感染の可能性のある方についてのリストアップ作業を行った結果、児童及び教職員複数名がリストアップされました。

このため、同校において5月31日から6月4日までの5日間を臨時休校とし、該当の学年を6月6日まで学年閉鎖とさせていただきました。

また、校舎の消毒作業につきましては、臨時休校期間中に終了しております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの行政報告及び教育行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第6 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

令和3年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただきます。

2ページであります。

別紙の繰越明許費繰越計算書であります。

2款3項、事業名、住民基本台帳システム改修委託業務ほか5つの事業でありまして、合計金額が5,401万6,000円であります。翌年度繰越額合計は5,375万8,000円でありまして、財源の内訳につきましては、おのおの記載のとおりであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第7 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第7号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第7号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について報告申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和3年度決算に関する書類は的確であり、また、令和4年度事業計画及び予算については適切なものと認めたところであります。

令和3年度は、年度当初は順調な売上げでありましたが、9月以降の水産物の水揚げ不振の影響を受け、結果的に売上げ減となり、対前年比82.2%の6,418万4,125円の売上げがあり、純利益が158万6,287円、次期繰越利益剰余金は1,352万4,006円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてみたいと考えているところであります。

経営の状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております令和3年度（第39期）事業報告書をお手元をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の令和3年度事業状況報告についてであります。

令和3年度におきましては、年度当初は順調な売上げでありましたが、9月以降の水産物の水揚げ不振の影響を受け、結果的に売上げ減となってしまいました。対前年比82.2%の6,418万4,125円の売上げがあり、当期純利益が158万6,287円となったところであります。

1)、物産販売事業の株式会社ディノス・セシールでは、イクラ、シシヤモを中心にカタログ販売を行いました。主な販売数量の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、2)、産地直送販売であります。北海道ホテルなどが実施した広尾フェアに食材を販売提供したことや、砂川ハイウェイオアシスなどの取引先に販売を行ったところであります。

次に、3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として334種類の品数を用意し7,976個、5,105万3,000円の売上げがありました。

2ページをお願いします。

令和3年度（第39期）決算報告についてであります。

3ページをお願いいたします。

令和3年度末の貸借対照表でございます。表の右から2列目の決算額のみ説明をさせていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、3,220万6,298円となるものであります。

次に、4ページです。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が268万2,292円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,952万4,006円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部合計が前ページの資産の部合計3,220万6,298円と同額になるものであります。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が6,418万4,125円となりました。次に、Ⅱの売上原価です

が、商品仕入高が4,560万5,125円となり、売上総利益は1,857万9,000円となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,677万9,103円を差し引いた営業利益につきましては179万9,897円となり、これにⅣの営業外収益864円を加えた経常利益が180万761円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございます。税引き前当期純利益の179万2,287円に法人税及び住民税の20万6,000円を差し引いた額の158万6,287円が当期純利益となったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,677万9,103円であります。内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

財産目録、資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は、3,220万6,298円となっております。

8ページです。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が268万2,292円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた2,952万4,006円が差引き正味財産となるものでございます。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページになります。

剰余金の承認についてであります。1)の1、前期繰越利益金が1,193万7,719円でありまして、当期の純利益158万6,287円を加え、1,352万4,006円を次期繰越利益金とするものでございます。

11ページをお願いします。

令和4年度事業計画についてであります。

4年度につきましては、昨年同様に株式会社ディノス・セシールのカタログ販売等での事業展開を計画しており、商品を厳選しながら限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めたいと考えております。

さらに、魚介類を主体として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページになります。

事業計画に伴う収支予算であります。1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売やふるさと納税返礼品の売上げにより、売上高6,406万9,000円を見込み、売上原価4,293万円、一般管理費1,983万7,000円を差し引きした130万2,000円を営業利益と見込んでおります。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を131万2,000円とし、法人税、住民税を差し引いて純利益110万6,000円を見込む収支計画とするものであります。

13ページにつきましては、役員状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で、報告第7号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第8 議案第41号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第41号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名につきましては、幹線林道大丸山線改良工事であります。

契約額は、8,998万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸氏であります。

工事の概要であります。

施工場所につきましては、大丸山線林道で、追加資料に位置図を掲載しているところであります。

工事概要につきましては、のり面改良工事でありまして、延長が384メートル、幅員4メートルであります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和4年12月20日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は97.7%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第42号 工事委託契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第42号 工事委託契約の締結について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページも同時にお願いをいたします。

本案につきましては、畜産担い手育成総合整備事業に係る工事委託契約の締結についてお願いするものであります。

事業内容につきましては、今年度から令和7年度までを事業期間として、受益者である事業参加者11戸を対象に広尾地区において草地及び排水施設を整備するものですが、事業完了物件については、制度上、事業主体である北海道農業公社から一旦町に引き渡され、その後、受益者に譲渡されることになり、農業公社と町の間で事前に委託契約を締結しておくことが条件とされております。

また、本案の契約は委託契約であります。草地及び施設の設置工事を委託することから請負契約に該当いたしますので、契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案書をお願いいたします。

議案書の記についてであります。

1の契約の目的につきましては、今説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

2の契約金額は、7,494万円であります。これは向こう4年間の一括した全体の事業量に係る受益者負担分、さらには公社附帯事務費と建設利息を加えた合計額をもって委託するものであります。

3の契約の相手方であります。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長小田原輝和氏であります。

また、今回議決をいただいた後、町と受益者との間でも譲渡契約を取り交わすことで事務を進めてまいります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 工事委託契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第43号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第43号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第43号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法及び同法の施行令が改正されたことに伴い、本条例中の引用部分について改正するものでありまして、内容としては、項のずれに対応するものであります。

なお、附則におきまして、公布の日から施行したいとするものでありまして、議案資料の2ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第44号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第44号 広尾町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対しまして、令和2年度及び令和3年度に引き続き、介護保険の第1号保険料の減免を行うため、期限を延長するものであります。

なお、改正につきましては、附則第17条第1項に規定する期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に改正するもので、附則におきまして、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用したいとするものであります。

議案資料の3ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 広尾町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第45号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第45号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少している世帯に対し、令和2年度及び令和3年度に引き続き、国民健康保険税の減免を行いたいとするものであります。

なお、改正につきましては、附則第19項に規定する減免対象とする国保税を令和4年度分までに延長するもので、附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

議案資料の4ページに新旧対照表がありますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第45号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第46号～日程第15 議案第48号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第15、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入するそれぞれの一部事務組合に上川中部福祉事務組合が加入することに伴い、

規約の変更が必要となったものであります。

規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされていることから提案するものであります。

議案資料の5ページから7ページにそれぞれの規約の新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までの3件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案3件は、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は討論を省略します。

これより議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前10時41分